

いじめ対応マニュアル

平成29年8月
杉並区教育委員会

目 次

1	いじめに対する基本的な認識等	1
2	いじめを未然防止するために	3
3	いじめを早期発見するために	5
4	いじめの発見から解決までの対応	7
5	いじめの重大事態への対応	13

※ 資料編の添付は省略しています。

1 いじめに対する基本的な認識等

(1) いじめの定義

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」では、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を踏まえ、以下のとおり、いじめを定義している。

【いじめの定義】

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童・生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団から無視される
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

～いじめに対する留意点～

- 児童・生徒同士が対等な関係ではなく、いじめられる者に精神的な苦痛を感じさせている。
- 心理的、身体的に苦痛を伴う攻撃を加える、この苦痛の程度は受ける者によって異なる。
- いじめには、観衆（はやし立てる、面白がってみる等）、傍観者（見て見ぬふりをする等）がいる場合がある。

(3) いじめ防止対策の基本的な視点

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、絶対に許されない行為である。

【いじめ防止対策の基本的な視点】

- ① **いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。**
 - ※ 人間関係を破壊したり、人間形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にも関わる重大な問題であると受け止める。
- ② **「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。**
 - ※ このような見方は被害者の人格を否定し、被害者救済を妨げるものであり、いじめを許容することになる。
- ③ **いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。**
 - ※ 「その程度で・・・」といった見方は、いじめを受けた者の心情をかえって傷つける。
- ④ **いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは、児童・生徒の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。**
 - ※ 各学校では、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら、未然防止、解消等に全力を傾けなければならない。
- ⑤ **「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。**
 - ※ 自分の学校では、自分の学級では等、他人事として考えるのではなく、常にいつ自分の学校・学級で起きるかもしれないという危機意識をもっておく必要がある。
- ⑥ **いじめについては、被害を受けた児童・生徒や周囲の児童・生徒が、多くの場合その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。**
 - ※ 児童・生徒の全てが教員等に相談をしているわけではなく、相談していない実態があることを理解し、いじめを教員自らが発見する努力が必要である。
- ⑦ **いじめを傍観させないことを指導する必要がある。**
 - ※ いじめの傍観は、いじめ行為と同様に許される行為でないことを、児童・生徒たちに指導をしておく必要がある。
- ⑧ **いじめは解消後も注視する必要がある。**
 - ※ 一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。解消したとして安心するのではなく、引き続き（少なくとも3カ月程度）注視する必要がある。

2 いじめを未然防止するために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

いじめを許さない学校・学級づくりを進めるためには、以下の点を十分踏まえて対応を図る必要がある。

【いじめを許さない学校・学級づくりのポイント】

① いじめ問題には未然防止の視点で対応する

「いじめが発生してから対応する（事故対応）」のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土をつくる（未然防止）」ことが必要である。すべての児童・生徒に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

② 信頼関係の中にこそ、いじめの解決の糸口がある

日頃から、児童・生徒とのコミュニケーションを密にし、児童・生徒が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為である」ことを、児童・生徒に認識させる。

③ 教育活動を通して児童・生徒の豊かな人間性の醸成を図る

教育活動を通して、児童・生徒に対して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる態度を育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさなどについて、心からその価値を感じるように適切に指導する。

(2) いじめを未然防止するための手だて

いじめを未然防止するためには、以下の手だてを着実に講じていくことが重要である。

【いじめを未然防止するための手だて】

① 学級活動の充実

ア 教師は児童・生徒に対し、共感し受け入れる態度を示すことにより、児童・生徒一人ひとりのよさが発揮され、国籍や障害等による差別意識をもたず、互いを認め合うことのできる学級づくりを進める。

イ 児童・生徒の自主的活動を保証し、規律と活気のある学級づくりを進める。

ウ 正しい言葉遣いができる学級集団を育てる。

※ いじめのきっかけは言葉によるものが大半であるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。

(例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」「殺す」等

エ 年度当初に学級でルールや規範を定め、児童・生徒がこれらのルールや規範を守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、これらのルールや規範の改善に向けて、毅然とした粘り強い指導の徹底を図ることも重要である。

オ 定期的に行う生活アンケートや各学力調査における質問紙調査の結果、児童・生徒の出欠状況や遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、児童・生徒の心の変化を素早くつかみ、早期対応につなげる。

カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見直し、先の見通しをもって進める。

② 授業中における児童・生徒指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的な人間関係」のある授業づくりを進める。

イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童・生徒たちの学びを保証する。

ウ 発言や集団へのかかわりに消極的な児童・生徒に対して、教師が適切に支援し、達成感や連帯感、自己肯定感がもてるよう配慮する。

エ 自らの授業づくりの在り方を定期的に見直し、先の見通しをもって進める。

③ 道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関わりのある教材を取り入れた指導計画に基づいて、いじめを許さない心情を育てる授業を工夫する。

④ 学校行事の工夫

児童・生徒が、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化を得られるような企画や工夫を行う。

⑤ その他

ア 児童・生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会・生徒会活動の活性化を図る。

イ 6月、11月、2月に実施する「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（東京都）や5・6月、9・10月に実施する「いのちの教育月間」（杉並区）等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組の推進を図る。

ウ ソーシャル・ネットワーキング・サービスやインターネット等を通じて、意図的または無自覚にいじめの加害者や被害者になるケースがある。道徳、学級活動等の中で関連性をもたせながら、情報モラル教育に取り組む。

エ 発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

3 いじめを早期発見するために

(1) 児童・生徒のサインを見逃さない

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童・生徒を注意深く観察する必要がある。また、日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化を見逃さないように努め、特にいじめられる側の児童・生徒のサインを決して見落としてはならない。

※資料編「(2) 発達段階によるいじめの特徴」「(3) いじめ発見チェックリスト」を参照

【児童・生徒のサインを受け止める際の心構え】

- ・ いじめられる側の児童・生徒は、いじめをしているとの自覚がなく、単なる遊びのような気持ちでいることも多い。
- ・ いじめは、隠れたところで行われる。
- ・ いじめられる側の児童・生徒は、いじめの被害を訴えにくい心理状況にある。

(2) いじめを早期発見するための手だて

いじめを早期発見するためには、以下の手だてを適切に実施していく必要がある。

【いじめの早期発見のポイント】

① 児童・生徒のきめ細やかな観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

② 複数の教職員による観察

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して児童・生徒たちと関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当〈専科担当〉教員、部活動顧問の教員等)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③ いじめアンケート調査の活用

ア 全児童・生徒に対するいじめアンケート等の調査を年3回以上実施する

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

ウ 児童・生徒の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④ 教育相談を通じた把握

ア 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、児童・生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤ 保護者や地域からの情報

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースがある。学内での発見が難しい場合もあるため、保護者や地域から情報を得られるよう常に風通しのよい関係を心掛ける。

⑥ いじめが疑われるときの対応

ア 注意深く見守り、速やかに他の教員に相談し、一人で抱え込まず、複数の目で判断する。

イ いつもと違う状態や行動の背景、児童・生徒同士の関係など、全体像を正しくつかむ。

ウ 指導を開始する時期を逸さない。速やかにいじめにかかわっている関係者から詳細な聞き取りを行う。

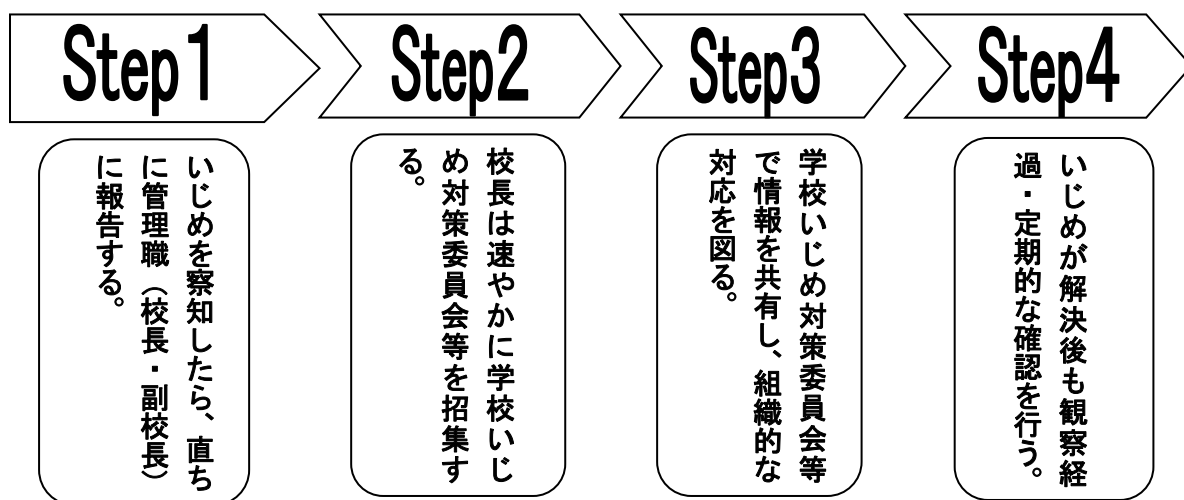
エ 先入観に惑わされたり、表面的な問題行動だけに目を奪われたりしないように、児童・生徒のサインを見逃さず、各方面からのいじめについての客観的な情報を得る。

4 いじめの発見から解決までの対応

(1) いじめの発見から組織的な対応の流れ

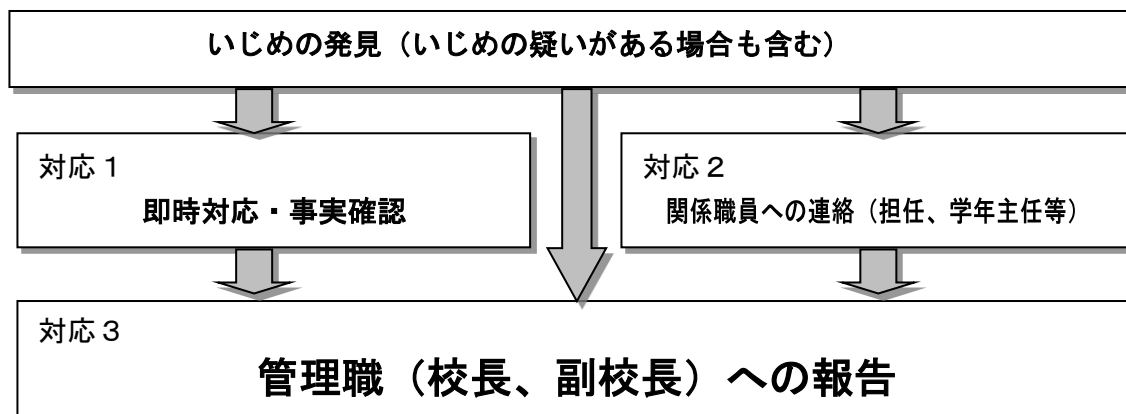
いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時適切に管理職（校長、副校長）に報告し、一人で抱え込まず、組織的な対応を図る必要がある。なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項（教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。）違反となり得ることに留意する。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、以下の①から④の取組を通して、常に、資料編（4）「いじめの記録（例）」を参考に、「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から正確に記録するとともに、適切に保存する（本記録の保存年限は、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間）。



① Step1 いじめを察知したら、直ちに管理職（校長、副校長）に報告する。

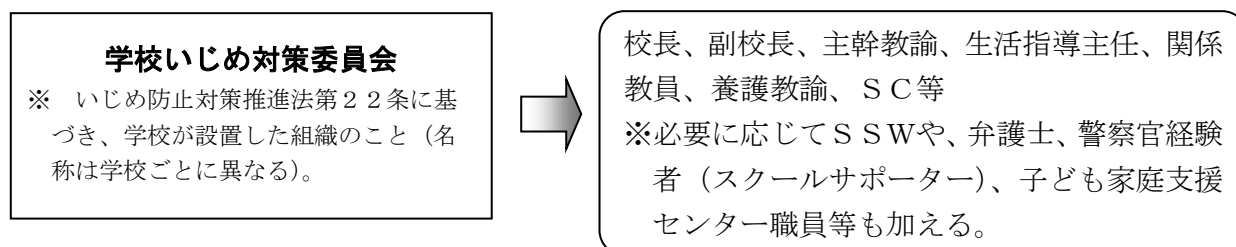
いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、その状況を直ちに管理職（校長、副校長）に報告する。



※ いじめを発見した場合は、様々な対応が発生するが、その都度、管理職（校長、副校長）に確実に報告・相談する。

② Step 2 校長による学校いじめ対策委員会等の開催

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策委員会を開催する。メンバーについては、学校のスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対応を図る。



③ Step 3 学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、どのように解決していくのかを協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を図る。

ア 情報の収集、整理

- ・ いじめの態様、いじめを受けている児童・生徒、いじめを行った児童・生徒、傍観したり周囲にいたりした児童・生徒の状況等の情報を速やかに収集し整理（学級・部活動等）

イ 対応方針

- ・ 緊急性の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認）
- ・ 事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。
- ・ 事情聴取や対応の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・ いじめを受けた児童・生徒からの聞き取り調査と支援担当（P10 参考資料1を参照）
- ・ いじめを行った児童・生徒からの聞き取り調査と指導担当（P10 参考資料2を参照）
- ・ 傍観したり周囲にいたりした児童・生徒と全体への指導担当（P11 参考資料3を参照）
- ・ 保護者への対応担当（P12 参考資料6を参照）

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

【※「5 いじめの重大事態への対応」を参照】

- ・ 済美教育センター教育SATへの報告
- ・ 関係諸機関（杉並区内警察署、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等）への連絡

オ 教育委員会によるいじめを行った児童・生徒への出席停止措置について

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条第1項の規定に基づきいじめを行った児童・生徒の出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとする、とされている。

この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講ずることとなる。

【出席停止措置までの流れ】

○ 出席停止について

- ・ 学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
- ・ 出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童・生徒の学習権を確保することが目的である。なお、安易な出席停止は避けなければならない。

○ 出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・ いじめ防止対策推進法第23条第4項では、いじめを行った児童・生徒について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、個別学習を行うこと等が考えられる。
- ・ それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講じることになる。

④ Step 4 いじめが解決後も観察経過・定期的な確認を行う。

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒を観察していく必要がある。

ア 観察経過

- ・ いじめが解決した後、いじめを受けている児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の人間関係を継続（少なくとも3カ月程度）して観察を続ける。

イ 定期的な確認

- ・ スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた児童・生徒への配慮・支援
- ・ 学校いじめ対策委員会等を活用した、いじめを受けた児童・生徒の情報共有等

【参考資料】

1 被害者（いじめを受けている児童・生徒）への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた児童・生徒の味方になる。 ・児童・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童・生徒にとって話しやすい教員が対応する。 ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめを行っている児童・生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童・生徒のよさや優れているところを認め、励ます。 ・いじめを行っている児童・生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該児童・生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止について理解を促す。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノートの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

2 加害者（いじめを行った児童・生徒）への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況に応じて、いじめを受けている児童・生徒を守るために、いじめを行った児童・生徒に対し出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求めるなど、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノート、面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせ、よさを認めていく。
------	--

3 観衆、傍観していた児童・生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が児童・生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童・生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けている児童・生徒が、傍観していた児童・生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や、言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

4 聞き取り調査の際の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを受けている児童・生徒や、傍観したり周囲にいたりした児童・生徒の事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。 ・ 安心して話せるよう、その児童・生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。 ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。 ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
--

5 聞き取り調査の段階ではならないこと

<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを受けている児童・生徒といじめを行っている児童・生徒から同じ場所で事情を聴くこと。 ・ 注意、叱責、説教だけで終わること。 ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。 ・ 誠意ある謝罪を行わず、保護者等が納得しない状況を改善しないこと。 ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

6 保護者との連携

① いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して児童・生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童・生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめを行った児童・生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、児童・生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童・生徒に事実の確認をする。
- ・ いじめを受けた児童・生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と児童・生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、「うちの児童・生徒は首謀者ではない」と、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

④ 保護者の不信をかう対応

- ・ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。
- ・ 保護者を非難する。
- ・ これまでの子育てについて批判する。

5 いじめの重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項及びいじめの防止のための基本的方針（平成25年10月文部科学省）では、いじめの重大事態を以下のとおり定義している。

【いじめの重大事態の定義】

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、
例えば、
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号「相当の期間」とは、
不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。また、連続して欠席しているような場合。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 学校で重大事態が発生した場合

学校いじめ対策委員会において、重大事態であると判断した場合、又は重大事態に発展しそうな場合のほか、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに済美教育センター教育SATに報告する。その際には、いじめの主旨と、学校で分かった事実を明確に伝える。

電話番号 済美教育センター教育SAT：03-3311-0023

(3) いじめの重大事態が発生した場合の対応

いじめの重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策推進法（第28条第2項及び第3項）では、学校が調査主体の場合と杉並区教育委員会が調査主体の場合の2通りを想定している。

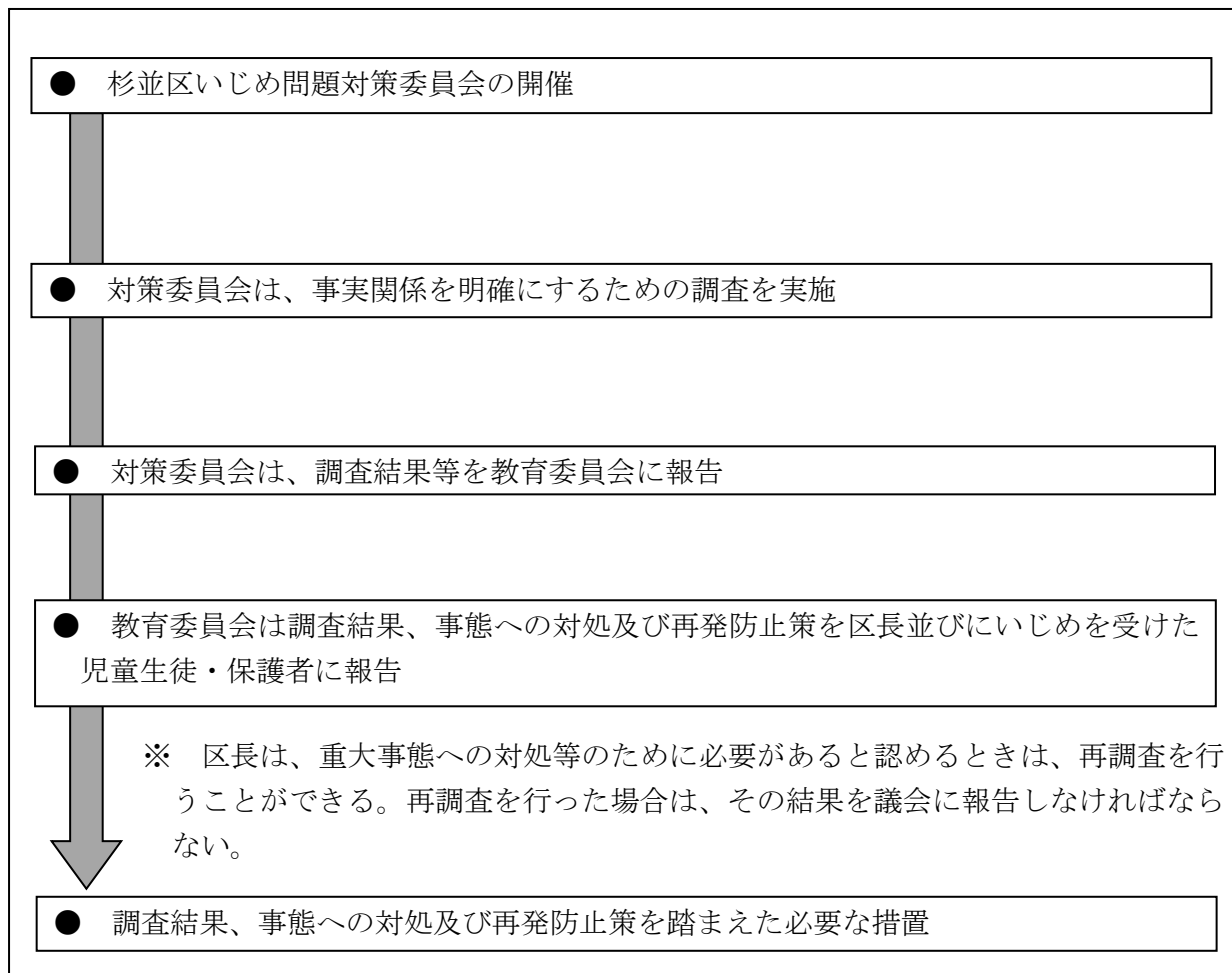
本区においては、重大事態が発生した場合、教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」が事実関係の調査等を行う。

① 杉並区教育委員会が調査主体の場合

区教育委員会が調査主体の場合は、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、杉並区立学校において同項に規定する重大事態が発生

した場合に行う調査組織として、「杉並区いじめ問題対策委員会条例」（※資料編（6）杉並区いじめ問題対策委員会条例を参照）に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会を設置し、調査等を行う。

② 杉並区いじめ問題対策委員会のいじめ調査の流れ



<参考資料> 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の全体図

